

? パートナーシップとは



お互いを人生のパートナーとして、日常生活で協力し合うことを約束した、一方または双方が性的マイノリティである二人の関係をいいます。

□ 性的マイノリティ

性的少数者とも表現され、一般的に戸籍上の性と自分が認識する性が一致し、恋愛の対象が異性であることが典型とされていますが、この典型に当てはまらない場合をいいます。

特にLGBTQは性的マイノリティの総称の一つとしてよく使われています。

L…レズビアン

/女性同性愛者

G…ゲイ

/男性同性愛者

B…バイセクシャル

/両性愛者

T…トランスジェンダー

/心と体の性が一致しない人

Q…クエスチョニング

/性自認と性的指向が決まっていない人

…クィア

/性的少数者の中立的な総称

LGBTQ以外にも様々な性(セクシュアリティ)の人がいます。



♡ 宣誓できる人

一方または双方が性的マイノリティの人で、次のすべてに当てはまるお二人

- ✓ 成年であること
- ✓ 安中市民であること(転入予定も含む)
- ✓ 配偶者がいないこと及び他の人とパートナーシップの関係にないこと

※お互いが近親者の関係の方々は宣誓できません。



安中市では、すべての人がお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、自分らしく生活できる地域社会の実現を目指し、性的マイノリティにかかわる「パートナーシップ宣誓制度」を開始します。



★ 市民・事業者の皆様へ

本制度は、法律上の効果が生じるものではありませんが、宣誓されたお二人のパートナーシップの関係を尊重し、安中市として応援するものです。

この趣旨を十分にご理解いただき、本制度利用者が適切なサービス・対応を受けられるようご配慮いただきますよう、ご協力お願いいたします。

✍️ お問い合わせ

安中市 市民環境部

市民課 市民相談係

☎ 379-0192

安中市安中1-23-13

☎ 027-382-1111 ☎ 027-381-7020

✉ (shiminsoudan@city.annaka.lg.jp)

月～金曜日 8:30～17:15

(土・日・祝日・年末年始を除く)



安中市 パートナーシップ 宣誓制度

～多様性を認め合える社会へ～



安中市
Annaka City

みんな元気で いきいき暮らせる
市民総働のまち あんなか

？ パートナーシップ宣誓制度とは



パートナーシップの関係にある二人に対して、市が宣誓した事実を証明する「**証明書***」の交付を行うものです。

婚姻制度とは異なり、法律上の効果が生じるものではありません。

婚姻制度とは全く異なるものなので、税金の控除や死別した場合の財産の相続、親権の共有などの問題は解決できません。

この制度は、性的マイノリティのお二人がパートナーシップを形成することを尊重するものです。

制度の導入をきっかけとして、現在婚姻関係に準じる生活を送りながらも、そのことを対外的に証明する手段が乏しく、生きづらさを抱えている方々への社会的理解が進み、パートナーシップを尊重する取組みが広がっていくことを期待し、導入することとしました。

現在も、**証明書***・**証明カード***の提示により受けられるサービスはありますが、今後、利用できるサービスを増やしていくとともに、民間企業や市民の皆様に対しても、**証明書***の利用等について、周知啓発を進めていく予定です。



証明書*、**証明カード***
…パートナーシップ宣誓証明書、
パートナーシップ宣誓証明カード

手続きの流れ

宣誓日時の事前予約

電話、ファックス、メールで
事前にご来庁のご予約をお願いします。

宣誓書・必要書類の提出

必要書類^②をご持参のうえ、宣誓を
希望するお二人で一緒に来庁ください。

必要書類の確認、本人確認

要件を満たしているかどうか、
必要書類等の内容確認をいたします。

宣誓書へ署名

要件を満たしていた場合、
お二人で宣誓書に署名をお願いします。

証明書*

証明カード*の交付

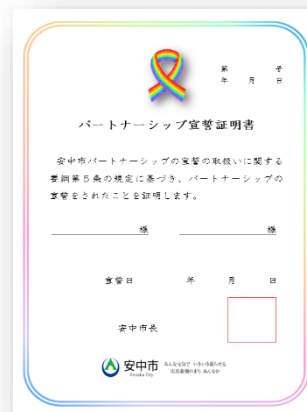
必要書類

- ✓ 住民票の写し
- ✓ 現に婚姻をしていないことを証明する書類
- ✓ 次のうちのいずれか（本人確認資料）
（個人番号カード・パスポート・運転免許証
（その他本人の顔写真の付いた免許証、許可証、資格証等））

※費用は特にかかりませんが、提出に要する書類の発行に際し、手数料が必要となります。

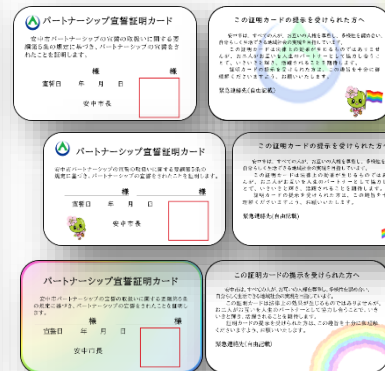
証明書*・証明カード*

証明書* (A4サイズ)



証明カード*

おもて うら



カードは3種類の中からデザインを選んでいただけます。

証明書*・**証明カード***に記入するお名前には通称名もご使用いただけます。ご希望の場合には、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる資料の提示をお願いします。

パートナーシップ宣誓制度の詳細はこちらをご覧ください。

安中市 パートナーシップ宣誓制度



https://www.city.annaka.lg.jp/gyousei/shimin_kankyo/shiminsoudan/partnership.html

